相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市木曽川町門間字北屋敷三六八四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小島　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
名古屋市千種区光が丘一丁目一八番三号
相続財産管理人　佐藤　成俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市桔梗が丘南三番町二街区一九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村中　統

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区西九條高畠町一一番地、最後の住所京都市南区西九条高畠町一六番地
被相続人　亡　西浦　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
京都市中京区御幸町通丸太町下ル　御幸町ビル五階京都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福山　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市此花区梅香一丁目一六番、最後の住所大阪市此花区梅香一丁目一六番二二号
被相続人　亡　羽場喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一二階
相続財産管理人　弁護士　田村　展靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市南区藤田一八二番地、最後の住所岡山市南区藤田一八二番地五
被相続人　亡　寺地　諒二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
事務所岡山市北区富田町二丁目四番一七号　ヒルトップ富田町ビル三階
相続財産管理人　弁護士　渡邊　勝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市和気町二丁目九二九番地、最後の住所愛媛県松山市安城寺町一五七四番地一
被相続人　亡　樋口勇一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
愛媛県伊予郡砥部町高尾田一一一八番地
相続財産管理人　石木　光二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市中新町一五番地、最後の住所長崎市網場町四九二番地五市営アパート二〇一号
被相続人　亡　山村　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月三日
長崎市賑町五番二一号パークサイドトラヤビル四〇一号
相続財産管理人　弁護士　井上　恵梨

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十六年二月三日
墳墓等所在地　神奈川県鎌倉市十二所五一二一、墳墓等の名称　鎌倉霊園
一、死亡者の区画番号、本籍及び氏名
第そ地区六側一三号
本籍不詳　佐藤英二　佐藤喜平次　佐藤藤吉
佐藤ゆん　佐藤ひも
東京都豊島区南大塚一丁目一四〇六番地　佐藤菊雄　佐藤やい
第よ地区五側一一号
東京都北区王子町一二九〇番地　増田周三
神奈川県横浜市保土ヶ谷区花見台二七番地六　増田トメ
第三区一〇側四四号
北海道札幌市中央区南八条西九丁目七五四番地　伊達ソノ
第三区一五側三一号
東京都千代田区有楽町一丁目二番地三　杉幹丸
第四区二側五五号
神奈川県横浜市磯子区森が丘一丁目一七六五番地　長柄幸吉　長柄ヒデ
一、改葬を行おうとする者　神奈川県鎌倉市十二所五一二　財団法人康信会　鎌倉霊園管理事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年２月３日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①一般社団法人栗原市観光物産協会　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－348号　④―般社団法人栗原市観光物産協会　宮城県栗原市志波姫新熊谷284番地３　代表理事　渡邊一正　⑤―般社団法人栗原市観光物産協会　宮城県栗原市志波姫新熊谷284番地３　⑥平成24年10月22日　⑨平成25年11月28日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県栗原市志波姫新熊谷284番地３　―般社団法人栗原市観光物産協会　代表理事　渡邊一正

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁遺骨として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十六年二月三日
一　墳墓等所在地　兵庫県三田市西山二丁目四の二七
一　墳墓等の名称　三田ホーリーチャペル
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、金岡輝子、川元正美、曽根順子、水谷笑子
一　改葬を行おうとする者　兵庫県神戸市長田区戸崎通三丁目九の一二　宗教法人日本オープンバイブル神戸キリスト栄光教会　代表役員　菅原　亘